

ジュネーブ便り

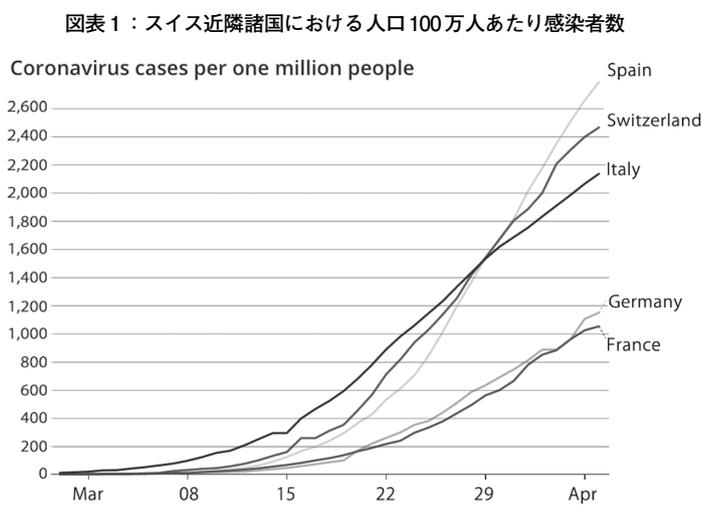
第18回

インダストリアル本部造船・船舶解撤
ICT・電機・電子部門担当部長

松崎 寛

スイスにおける新型コロナウイルスの状況 〜スイス式コロナ対策とは〜

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっています。4月2日時点で、同ウイルス感染者は世界全体で100万人以上、死者も5万人を超



えたくえ、終息の見通しが全く立っておらず長期戦の様相を呈しています。連日報道にて注目されているイタリア、ドイツ、フランスに囲まれているスイスでも感染者数が激増しており、4月3日午前現在、感染者数は1万8902人、死亡者数は536人に達し、スイス保健庁は「増加幅は以前ほど急でなくなつたものの、感染のピークにはまだ達していない」との声明を発表しています。日本ではあまり注目されていませんが、スイスは100万人あたり感染者数が(執筆時点で)約2000人とイタリアより多く、ドイツ、フランスの2倍以上と深刻な状況です(図表)。しかし、イタリア、フランスなどの周辺諸国が外出禁止令を実施しているなか、スイスでは不要不急の外出を自粛するよう求める「勧告」に留めているほか、政府による緊急経

済対策の規模も周辺諸国に比べて大きくありません。本稿では、スイスにおけるコロナ感染拡大防止対策と経済・雇用対策などの特徴を報告したいと思います。

スイス式ロックダウン

2020年3月20日、連邦政府は感染症法第7条に基づく「異常な状況」を適用した措置として(執筆時点では)4月19日まで、学校の一斉休校、国内のバー・レストラン・スポーツ施設・文化施設の営業停止、不要不急の外出(テレワークができない従業員の通勤や医者を受診やスーパー・薬局での買い物以外の外出、ウイルス感染が重症化しやすい65歳以上の外出)自粛、公園・広場・遊歩道など公共のスペースにおける6人以上の集まりを禁止(違反した場合は1人に付き100フラン、約1万1千円の罰金)、互いに2メートル

ル以上の「ソーシャル・ディスタンスング(社会的距離)」を保つ(写真1)ことを柱としたロックダウンを全国民に勧告しました。この措置はあくまでも「勧告」であり、周辺諸国のように厳しい罰則規定のある「外出禁止令」ではありません。(例えば、フランスで外出する際には、外出理由を記した文書を携行を怠ると、高額な罰金を科される。実際にフランスに在住する筆者の元同僚は文書不携帯でサイクリングに出かけたところ警察に捕まり罰金を取られた。)

なぜスイスでは勧告なのか、政府は次のような理由を挙げています。「政府の決定が厳しすぎるとして人々があまり順守していない、という事態が他の国ではみられる。行動制限が長期化することを前提に、人々が長く守れるルールでなければ意味がない。人々が受け入れられない制限を連邦内閣が課すことはない。」(swissinfo

写真1：筆者自宅近くのスーパーで入場待ちする客。互いに2メートル以上の「ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）」を保っている。（左）スーパーのいたる所に張られているポスター。（右）



記事より抜粋）もともとルールを順守し、互いに尊重し助け合うという社会的連帯が国民に根付いているスイスの文化が、勧告でも十分であるという措置につながっているのかもしれない。政府による不要不急の外出自粛勧告の直後、1〜2日間程度パニック買いなどの現象が起りましたがすぐに収まり、スーパーなどでの秩序は保たれていますし、学校休校期間中友達とは5人までなら一緒に遊んでもよい、保育園やその他の保育サービスは事業継続できるなど、（州によって独自規制の違いがあるものの）住民の感染拡大防止に

対する意識の高さがこうしたことを可能にしているのだと感じます。

政府による経済・雇用対策

スイス連邦政府はこれまで（執筆時点までに）420億フラン（約4兆6千億円）の緊急経済対策を発表しています。労働時間が減少する労働者への賃金補填、営業停止を余儀なくされている文化事業者、自営業者、観光業者、スポーツ協会への財政支援、影響を受けている企業への無利子融資、そして、休校中の子供の世話が理由で仕事ができない親に対する収入の80%（1日最大196フラン）の補償、新型コロナ陽性により隔離措置を受けた人への補償（最大10日分）などです。これまでに発表された経済対策規模は、一部経済界やエコノミストから不十分であり、さらなる財政出動が必要だと批判を受けていますが、連邦政府が3月20日のロックダウン勧告一週間前の13日から同対策の骨子を発表し、段階的に必要に応じて早めの追加対策を打ち出してきたことは、国民の安心感につながっていると思います。また、もともと社会保険制度、特に失業保険が充実しているスイスでは、失業前の給与の80%を最長2年間受給できる制度があるため、個々の労働者や世

帯収入への支援については、他国などでみられる一律現金給付のような動きはありません。

労働組合の対応

スイスの労働組合の対応も迅速に行われています。インダストリオールに加盟するスイス最大産別組合UNIAは3月20日のロックダウン直後から組合員の緊急ホットラインを開設したほか、4か国語の特別ウェブサイトを開設し、政府が発行した16か国語のコロナ関連パンフレットの配布しています。また、新型コロナによる労働時間の短縮、一時帰休、解雇などの問題のほか、職場での安全衛生のありかた、通勤、出張、育児・保育など、労働者、組合員が行うことができる権利や制度をわかりやすく



写真2：自主感染予防手順のポスターがいたるところに張られおり、感染拡大防止にむけた住民意識の向上を促す。

情報提供し、実際に影響を受けている組合員への支援にあたっています。

スイスでは先述のように、不要不急の外出自粛勧告に加え、新型コロナウイルス検査の対象は高齢者や重症者、医療従事者などに限定されており、その他の症状がある人は自主隔離を要請しています。法律によりロックダウンを強制したり罰則規定を設けることのできない日本に類似しているこうしたスイスの事例が、今後長い期間つきあうことになるであろうウイルス対策の参考になるかもしれません。日本の労働組合の役割にも期待しています。



松崎 寛 まつざき かん

1998年金属労協に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労使紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日から家族同伴でIMF本部（現インタストリオール）に赴任。現在の担当役職は、産業政策・多国籍企業政策グループの造船・船舶解撤／ICT・電機・電子部門担当部長。